

令和8年度

実践技術研修（ストックマネジメントコース）業務

特別仕様書

中国四国農政局土地改良技術事務所

第1章 総 則

1 適用範囲

令和8年度実践技術研修（ストックマネジメントコース）業務の実施にあたっては、この特別仕様書によるものとする。

2 目的

中国四国農政局実践技術研修（ストックマネジメントコース）では、農業用水利施設のストックマネジメントに係る基礎の講習及びポンプ場での機能診断調査を実践するもので、一定の保全計画策定が行える保全技術の習得を目指すものである。

3 履行場所

研修の実施場所は、中国四国農政局土地改良技術事務所（岡山県岡山市北区桑田町 1-36）及び岡山県内の農業用水利施設とする。

4 業務概要

本業務の業務概要は以下のとおりとする。

- | | |
|--------------|-----|
| (1) 研修講師 | 1 式 |
| (2) 業務計画書の作成 | 1 式 |
| (3) 報告書作成 | 1 式 |
| (4) 打合せ | 3 回 |

5 制限事項

本業務を実施するにあたり、知り得た情報は外部に漏らしてはならない。

6 講師に係る技術者の要件

技術士（総合技術監理部門（農業－農業土木、農業－農業農村工学、建設－鋼構造及びコンクリート、機械－機械設計、機械－材料力学、機械－機械力学・制御、機械－動力エネルギー、機械－熱工学、機械－流体力学）、農業部門（農業土木、農業農村工学）、建設部門（鋼構造及びコンクリート）、機械部門（機械設計、材料力学、機械力学・制御、動力エネルギー、熱工学、流体力学））、農業土木技術管理士、農業水利施設機能総合診断士、シビルコンサルティングマネージャー（RCCM：農業土木、機械）のいずれかの資格を有すること。

なお、講師の配置計画において、「コンクリート水路関連」、「ゲート設備関連」、「ポンプ設備関連」のそれぞれの項目において、主たる講師がその資格を有していれば、その他の者の資格は必要ない。

第2章 作業内容

本業務の作業は、以下のとおりとする。

1 中国四国農政局実践技術研修ストックマネジメントコース

項 目	内 容	時 間	数 量	備 考
1 講習会講師				
1-1 コンクリート開水路の長寿命化対策、機能診断調査等	・ コンクリート水路の変状と要因 ・ 対策工法の選定 ・ 補修工法に求める性能 ・ 施工上の主な留意点	3時間 20分程度	1 回	

項 目	内 容	時 間	数 量	備 考
	・対策後のモニタリング ・機能保全計画 ・機能診断調査			
1-2 【機能診断調査】 コンクリート水路	(現地研修) ・コンクリート水路の概略機能診断調査（実践）に関する講義	6 時間程度	1 回	準備・跡片付・移動・鉄筋探査機に係る経費を含む
1-3 機能診断調査の評価・判定（コンクリート水路）（1）	・概略機能診断調査の結果とりまとめ	1 時間程度	1 回	
1-4 機能診断調査の評価・判定（コンクリート水路）（2）	・概略機能診断調査の結果取りまとめ及び評価・判定結果の発表に関する講義 ・機能保全計画にかかる演習	3 時間程度	1 回	
1-5 パイプラインの長寿命化対策、機能診断調査等	・管種ごとの特徴及び性能低下要因と変状 ・パイプラインの長寿命化対策 ・止水工法及び管路更生工法の概要 ・長寿命化対策工法・材料の選定 ・パイプライン補修・補強工の留意点 ・機能診断調査 ・機能診断評価 ・機能保全計画	1 時間 40 分程度	1 回	
1-6 ゲート設備の機能保全	・ゲートの機能保全の基本的な考え方	1 時間程度	1 回	
1-7 ゲート設備の調査方法	・現地研修の録画データによる講義	30 分程度	1 回	録画データを使用
1-8.ストックマネジメントの課題	・ストックマネジメントを進めていく上での課題	40 分程度	1 回	
1-9 施設機械の機能保全	・ポンプ、電気設備、水管理制御設備の機能保全の基本的な考え方 ・ポンプ設備の機能診断手法	3 時間程度	1 回	
1-10 【機能診断調査】ポンプ設備機能診断調査の評価・判定（ポンプ設備）	(現地研修) ・ポンプ設備の概略機能診断調査（実践）に関する講義 ・講師による判定及び結果の説明	3 時間 40 分程度	1 回	準備・跡片付・移動に係る経費を含む

【留意事項】

1) 1-2 【機能診断調査】コンクリート水路に関する講義についての調査項目は次のとおりとする。

なお、参加者の移動手段及び概略診断のために必要な鉄筋探査機器（1台）については、本業務の対象であり受注者にて用意する。

（概略診断調査項目）

- ・近接目視（変状・状態、ひび割れ、周辺観察等）
- ・コンクリート強度推定調査
- ・中性深さ調査（ドリル法）

2) 1-10 【機能診断調査】ポンプ設備に関する講義についての調査項目は次のとおりとする。

なお、参加者の移動手段については、本業務の対象であり受注者にて用意する。

（概略診断調査項目）

- ・近接目視（外観、漏水、周辺観察等）
- ・運転状態（主機・補機・受配電操作盤等）

3) 1-7 ゲート設備の調査方法に関する講義については、4 貸与資料「令和3年度実践技術研修（ストックマネジメントコース）業務報告書」に添付の現地動画を使用した講義を計画しており、新たに動画を作成する必要はない。

2 提出書類及び打合せ

項 目	内 容	数 量
1 業務計画書の作成	・本業務について、機能診断調査及び現地研修を含めた講義に係る計画書を提出する。	1 式
2 報告書作成	・テキスト、研修開催状況を整理し報告書（1部）を提出する。	1 式
3 打合せ	3 回（業務計画書作成時、テキスト確認時、報告書提出時）	1 式

打合せは、着手時の業務計画書に係る打合せ、中国四国農政局実践技術研（ストックマネジメントコース）実施前のテキスト確認に係る打合せ、報告書提出に係る打合せの合計3回とする。

なお、打合せ方式はWeb会議を基本とする。

3 研修資料について

講義については、第4章 貸与資料を使用し、研修を実施するものとし、修正する場合は、監督職員に確認を得るものとする。なお、使用した研修資料は、他の講習会等に使用する場合がある。他、必要に応じて受注者にて用意をする。

4 研修実施予定について

1) 中国四国農政局実践技術研修（ストックマネジメントコース）

10月20日（火）～23日（金）、参加予定者数10名程度、オンライン及び対面講義

第3章 業務計画書及び作業スケジュール

1 受注者は、契約締結後7日以内に業務計画書を作成し、監督職員に提出しなければならない。業務計画書には、下記事項を記載するものとする。

- （1）業務概要
- （2）業務工程
- （3）研修計画

- (4) 研修講師配置計画
- (5) 成果物
- (6) 連絡体制（緊急時）

- 2 受注者は、業務計画書の重要な内容を変更する場合には、理由を明確にしたうえ、その都度監督職員に変更業務計画書を提出しなければならない。
- 3 受注者は、監督職員が指示した事項については、更に詳細な業務計画に係る資料を提出しなければならない。

第4章 貸与資料

貸与資料は、下表のとおりとするが、貸与資料の他に必要な資料がある場合は、監督職員と協議すること。

NO	資 料 名
1	令和3年度 実践技術研修（ストックマネジメントコース）業務報告書 動画：ゲート設備の調査方法
2	令和7年度 実践技術研修（ストックマネジメントコース）業務報告書

第5章 成果物

成果物は、作成した報告書（簡易製本版紙媒体1部、電子媒体（DVD-R）1部）を、以下の提出先に提出するものとする。なお、本業務は設計業務等の電子納品要領（案）に基づく成果物の作成・提出の対象外とする。

提出先：岡山県岡山市北区桑田町1-36
中国四国農政局土地改良技術事務所

第6章 契約変更

業務請負契約書第17条から20条に規定する発注者と受注者による協議事項は、次のとおりとする。

- 1 第2章1に示す「作業内容」に変更が生じた場合
- 2 第2章2に示す「提出書類及び打合せ」に変更が生じた場合
- 3 第5章に示す「成果物」に変更が生じた場合
- 4 履行期間の変更が生じた場合
- 5 その他

第7章 クロスコンプライアンスについて

- (1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、役務の提供に当たり、関連する環境関係法令を遵守するものとする。

- ① エネルギーの節減
 - ・エネルギーの使用の合理化及び非化石エネルギーへの転換等に関する法律（昭和54年法律第49号）等
- ② 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分
 - ・廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）
 - ・国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（平成12年法律第100号）
 - ・プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律（令和3年法律第60号）

③ 環境関係法令の遵守等

- ・労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）
- ・環境影響評価法（平成 9 年法律第 81 号）
- ・地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）
- ・国等における温室効果ガス等の排出の削減に配慮した契約の推進に関する法律（平成 19 年法律第 56 号）

（2）環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、役務の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、事業の最終報告時に別紙を用いて、以下の取組に努めたことを、環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書として提出すること。なお、全ての事項について「実施した／努めた」又は「左記非該当」のどちらかにチェックを入れるとともに、ア～オの各項目について、一つ以上「実施した／努めた」にチェックを入れること。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

第8章 定めなき事項

この特別仕様書に定めなき事項又は、この業務の実施に当たり疑義が生じた場合は、必要に応じて監督職員と協議するものとする。

環境負荷低減のクロスコンプライアンス実施状況報告書

以下のア～カの取組について、実施状況を報告します。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・対象となる物品の輸送に当たり、燃料消費を少なくするよう検討する（もしくはそのような工夫を行っている配送業者と連携する）。	☐	☐
・対象となる物品の輸送に当たり、燃費効率の向上や温室効果ガスの過度な排出を防ぐ観点から、輸送車両の保守点検を適切に実施している。	☐	☐
・農林水産物や加工食品を使用する場合には、農薬等を適正に使用して（農薬の使用基準等を遵守して）作られたものを調達することに努めている。	☐	☐
・事務用品を使用する場合には、詰め替えや再利用可能なものを調達することに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に消費する電気・ガス・ガソリン等のエネルギーについて、帳簿への記載や伝票の保存等により、使用量・使用料金の記録に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、不要な	☐	☐

照明の消灯やエンジン停止に努めている。		
・事業実施時に使用するオフィスや車両・機械等について、基準となる室温を決めたり、必要以上の冷暖房、保温を行わない等、適切な温度管理に努めている。	☐	☐
・事業実施時に使用する車両・機械等が効果的に機能を発揮できるよう、定期的な点検や破損があった場合は補修等に努めている。	☐	☐
・夏期のクールビズや冬期のウォームビズの実施に努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・臭気が発生する可能性がある機械・設備（食品残さの処理や堆肥製造等）を使用する場合、周辺環境に影響を与えないよう定期的に点検を行う。	☐	☐
・臭気や害虫発生の原因となる生ごみの削減や、適切な廃棄などに努めている。	☐	☐
・食品保管を行う等の場合、清潔な環境を維持するため、定期的に清掃を行うことに努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由
（ ）

エ 廃棄物の発生抑制、適正で循環的な利用及び適正な処分に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・事業実施時に使用する資材について、プラスチック資材から紙などの環境負荷が少ない資材に変更することを検討する。	☐	☐
・資源のリサイクルに努めている（リサイクル事業者に委託することも可）。	☐	☐
・事業実施時に使用するプラスチック資材を処分する場合に法令に	☐	☐

従って適切に実施している。		
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）

オ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

具体的な事項	実施した／努めた	左記非該当
・「環境負荷低減のクロスコンプライアンスチェックシート解説書－民間事業者・自治体等編－」にある記載内容を了知し、関係する事項について取り組むよう努める。	☐	☐
・事業者として独自の環境方針やビジョンなどの策定している、もしくは、策定を検討する。	☐	☐
・従業員等向けの環境や持続性確保に係る研修などを行っている、もしくは、実施を検討する。	☐	☐
・作業現場における、作業安全のためのルールや手順などをマニュアル等に整理する。また、定期的な研修などを実施するように努めている。	☐	☐
・資機材や作業機械・設備が異常な動作などを起こさないよう、定期的な点検や補修などに努めている。	☐	☐
・作業現場における作業空間内の工具や資材の整理などを行い、安全に作業を行えるスペースを確保する。	☐	☐
・労災保険等の補償措置を備えるよう努めている。	☐	☐
・その他（ ）		

- ・上記で「実施した／努めた」に一つもチェックが入らず（全て「左記非該当」）、その他の取組も行っていない場合は、その理由（ ）